

医療費の種類	～令和5年5月7日	5類移行後（令和5年5月8日～）	令和5年10月1日～	令和6年4月1日～
(1)検査費用 (PCR・抗原)	検査料・検査判断料について、保険適用の上、患者自己負担分を公費負担	公費負担は終了 (検査料・検査判断料は、保険適用の上、患者自己負担)	左記から変更なし	左記から変更なし
(2)外来医療費 (治療薬)	陽性確定後、宿泊療養・自宅療養期間中に受けた新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等）に関する費用を公費負担	以下の薬剤費について、保険適用の上、患者自己負担分を公費負担。 ※薬剤を処方する際の手技料等は患者自己負担 【対象となる薬剤】 (経口薬)「ラゲプリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」 (点滴薬)「ベクルリー」 (中和抗体薬)「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」 その他の費用は保険適用の上、患者自己負担	以下の薬剤費について、一定の自己負担を求めた上で公費支援を継続。自己負担額については、医療保険の自己負担割合の区分ごとに段階的に設定。具体的な自己負担額の上限は、1回の治療あたり、医療費の自己負担割合が1割の方で3千円、2割の方で6千円、3割の方で9千円。 【対象となる薬剤】 (経口薬)「ラゲプリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」 (点滴薬)「ベクルリー」 (中和抗体薬)「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」 その他の費用は保険適用の上、患者自己負担	公費負担は終了 (保険適用の上、患者自己負担)。
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>なお、国が一括購入し医療機関等に無償配分している中和抗体薬や、国一括購入品の無償配分を受け所有権が薬剤の保有機関に移転した抗ウイルス薬については、引き続き薬剤費は発生しません</p> </div>				
(3)入院医療費	入院の勧告・措置による入院期間中の医療に要する費用を公費負担	医療費（1～3割）や食事代は患者自己負担。ただし、急激な負担増を避けるため、医療保険各制度における月額の高額療養費算定基準額（以下「高額療養費制度の自己負担限度額」といいます。）から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする措置を講じます。なお、高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合にはその額を減額します。また、入院医療費のうち、(2)記載の薬剤費は公費負担となります。	医療費（1～3割）や食事代は患者自己負担。ただし、急激な負担増を避けるため、高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額した額を自己負担の上限とする措置を講じます。また、入院における薬剤費の取扱いは、以下※のとおりです。	公費負担は終了 (保険適用の上、患者自己負担)

※入院における、治療薬の公費支援の取扱い（令和5年10月から令和6年3月まで）

入院については、はじめに、新型コロナウイルス感染症治療薬を含む新型コロナウイルス感染症に係る全ての医療費からみた自己負担割合相当額が、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額した額に達するかどうかを判断することとし、

① 達する場合には、新型コロナウイルス感染症に係る患者負担額は、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額した額を適用する（新型コロナウイルス感染症治療薬の医療費については、新型コロナウイルス感染症に係る入院の医療費に含める）。

② 達しない場合には、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額する措置は適用せず、新型コロナウイルス感染症治療薬の患者負担額についてのみ、自己負担上限額を、医療費の自己負担割合が1割の方で3,000円、2割の方で6,000円、3割の方で9,000円とする公費支援を適用する（治療薬を除いた新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費は、公費支援を適用せず、医療保険として請求する）。